

令和 8 年 3 月 18 日

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸 亀 市 長 松 永 恭 二

追 加 議 案 の 提 出 に つ い て

令和 8 年丸亀市議会 3 月定例会に下記の議案を別紙のとおり追加提出します。

記

議案第 54 号 令和 7 年度丸亀市一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 55 号 工事請負変更契約の締結について（南中学校北校舎空調設備改修工事）

議案第 56 号 和解について



議案第 54 号

令和 7 年度丸亀市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 7 年度丸亀市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年 3 月 25 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

| 款     | 項       | 事業名                    | 金額    |
|-------|---------|------------------------|-------|
| 3 民生費 | 1 社会福祉費 | 綾歌健康づくりふれあいセンター施設改修事業費 | 7,916 |

議案第 55 号

工事請負変更契約の締結について（南中学校北校舎空調設備改修工事）

南中学校北校舎空調設備改修工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和 8 年 3 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 南中学校北校舎空調設備改修工事
- 2 契約金額 金 155,870,000 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 14,170,000 円
- 3 変更後契約金額 金 159,280,000 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 14,480,000 円
- 4 契約金額の増減額 金 3,410,000 円 増額  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 310,000 円
- 5 契約の相手方 丸亀市葭町 48 番地  
三宅設備工業株式会社  
代表取締役 三宅 洋平

参 照 工事請負変更仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 南中学校北校舎空調設備改修工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市郡家町 地内
- 3 変更後の工期 着手 令和7年 10月 3日  
完成 令和8年 5月 22日
- 4 契約金額の増減額 ¥3,410,000- (増額)  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥310,000-
- 5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金  
丸亀市契約規則(平成17年規則第48号)第34条ただし書きの規定により増額しない
- 6 変更に係る設計書、仕様書、図面等 別冊設計書のとおり
- 7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に規定する対象  
建設工事の該当の有無  
 該当する  
分別解体等の方法等  変更あり(別紙のとおり)  
 変更なし  
 該当しない
- 8 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和7年10月3日に締結した契約について、契約内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を原契約書とともに保有する。

令和8年2月27日

発 注 者 丸亀市大手町二丁目4番21号  
丸亀市  
代表者 市長 松永 恭二 印

受 注 者 住 所 香川県丸亀市葭町48番地  
氏 名 三宅設備工業株式会社  
代表取締役 三宅 洋平 印

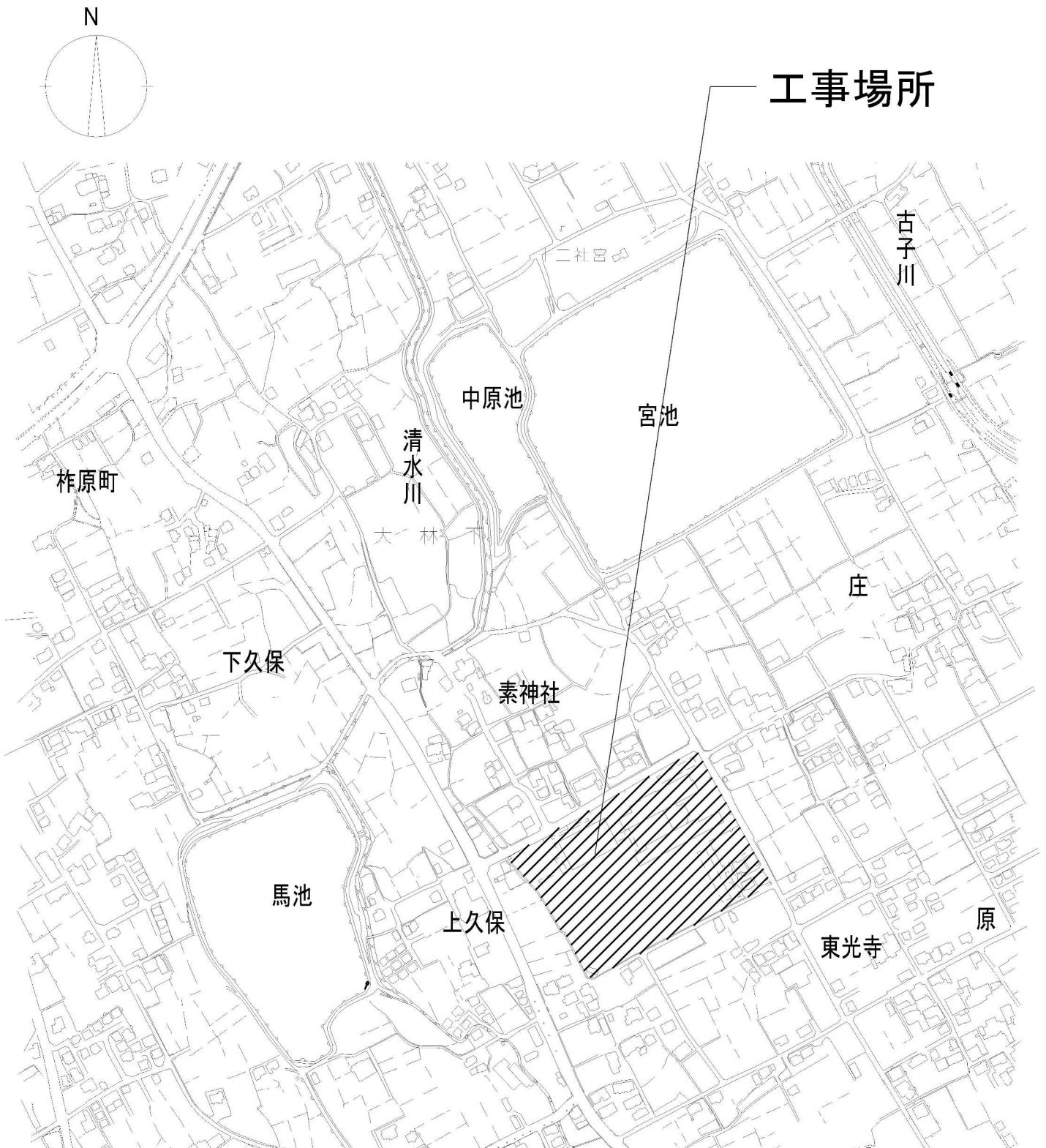
備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

# 工 事 概 要 書

|                 |  |
|-----------------|--|
| 契約の目的<br>(工事名称) | 変更<br>南中学校北校舎空調設備改修工事  |
| 工 事 概 要         | <p>【空調設備改修工事】</p> <p>GHP 職員室、特別教室他 64 台<br/>EHP 事務室、相談室 13 台<br/>ルームエアコン 1 台</p> <p>(変更)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1.フェンス設置工事（室外機置場）増工</li><li>2.経費合算に伴う減額</li><li>3.工期延伸に伴う増額</li></ol> <p>上記に係る機械設備工事 一式</p> |

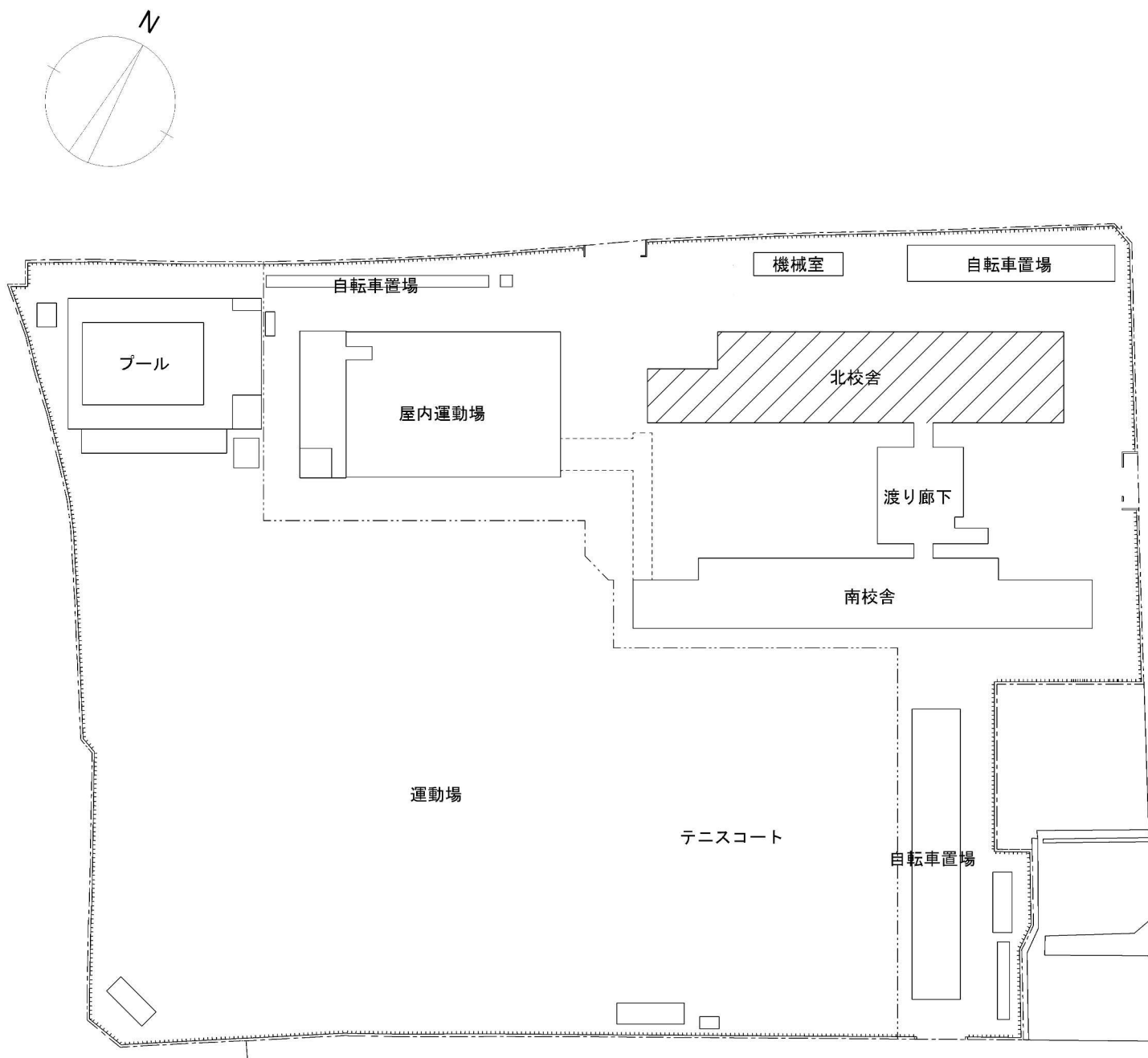
# 変更 南中学校北校舎空調設備改修工事

## 付近見取図



# 変更 南中学校北校舎空調設備改修工事

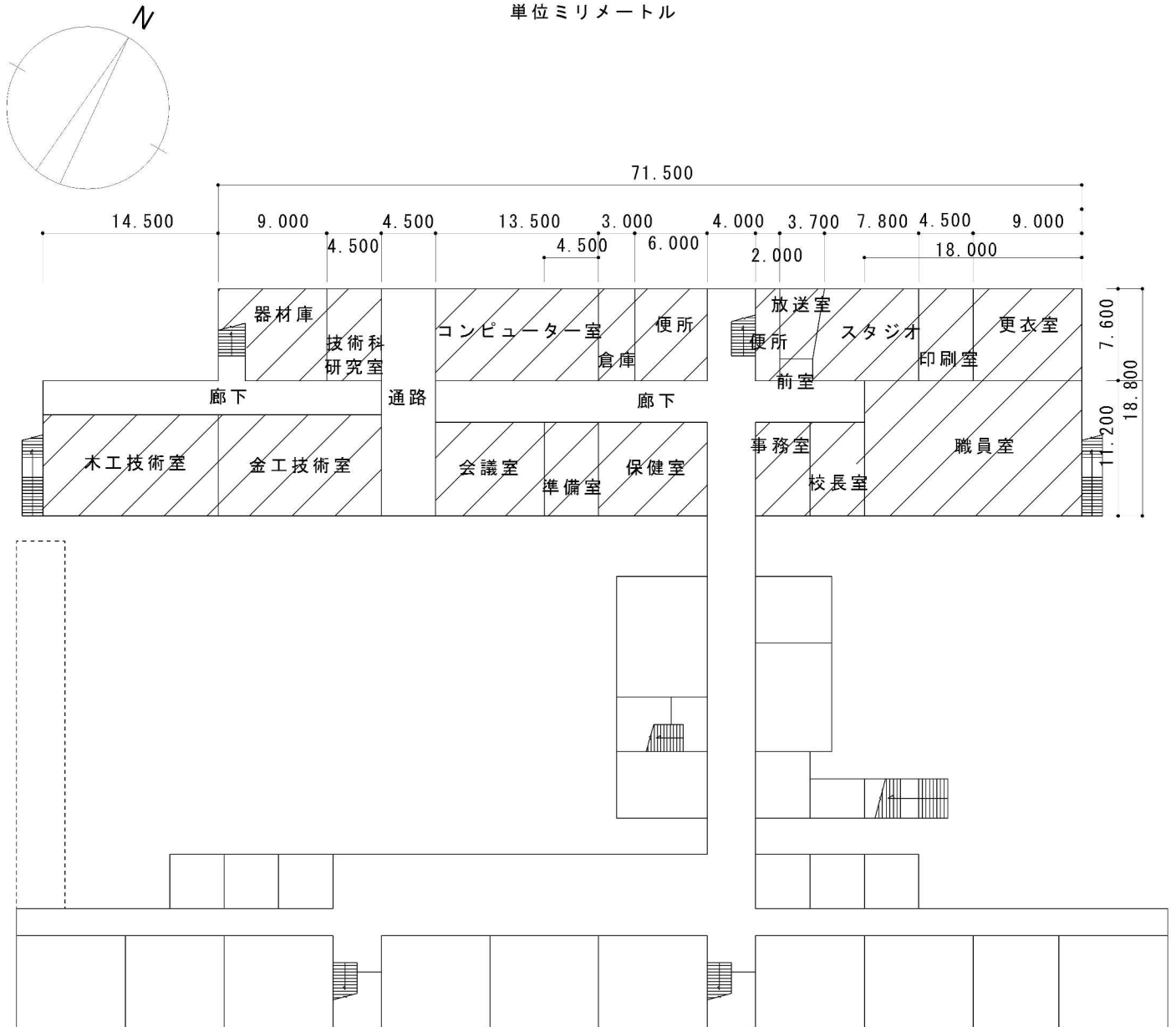
## 配置図



# 変更 南中学校北校舎空調設備改修工事

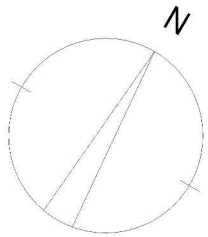
## 平面図 1階

単位ミリメートル



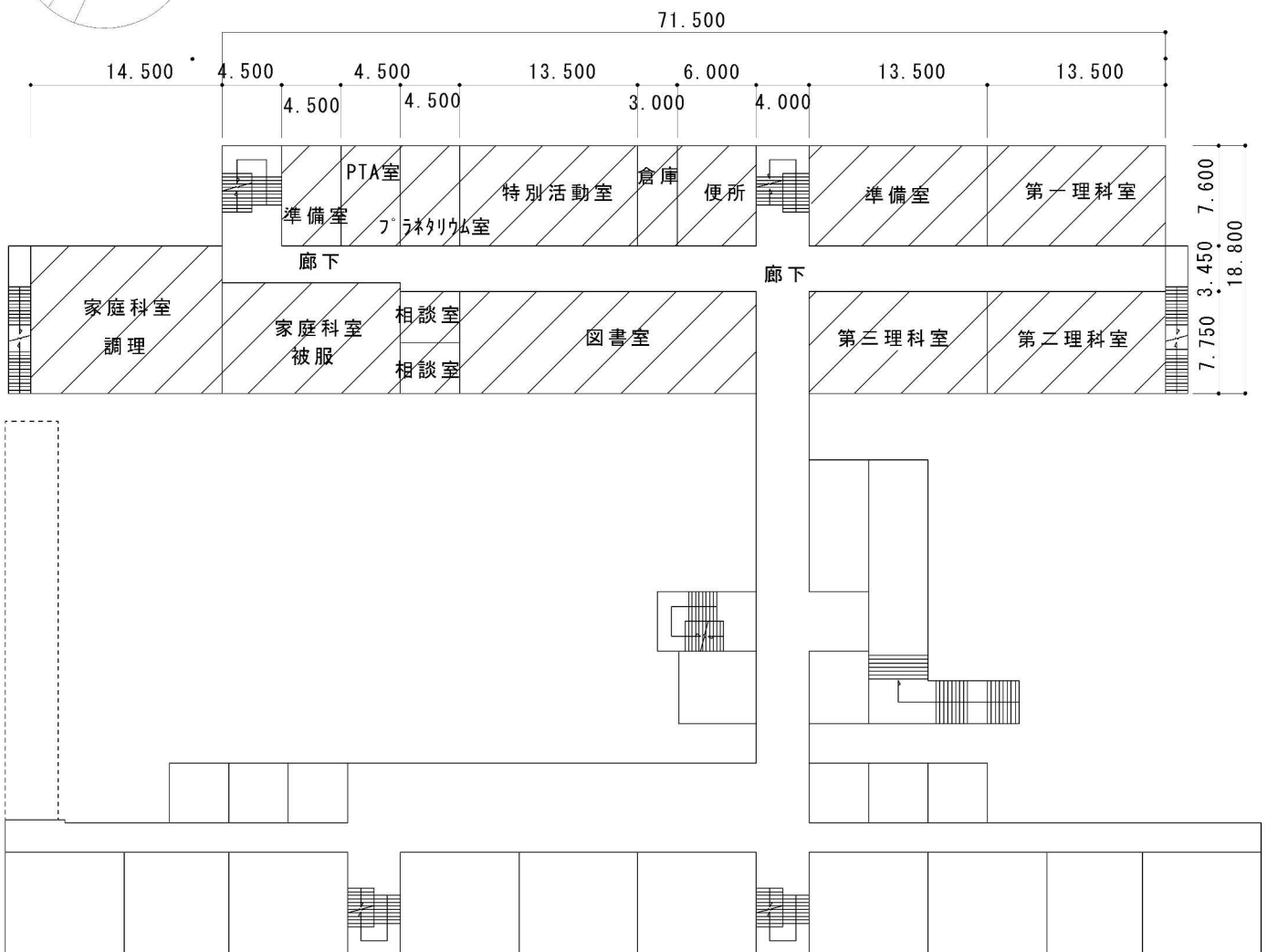
 北校舎改修工事範囲

# 変更 南中学校北校舎空調設備改修工事



## 平面図 2階

単位ミリメートル

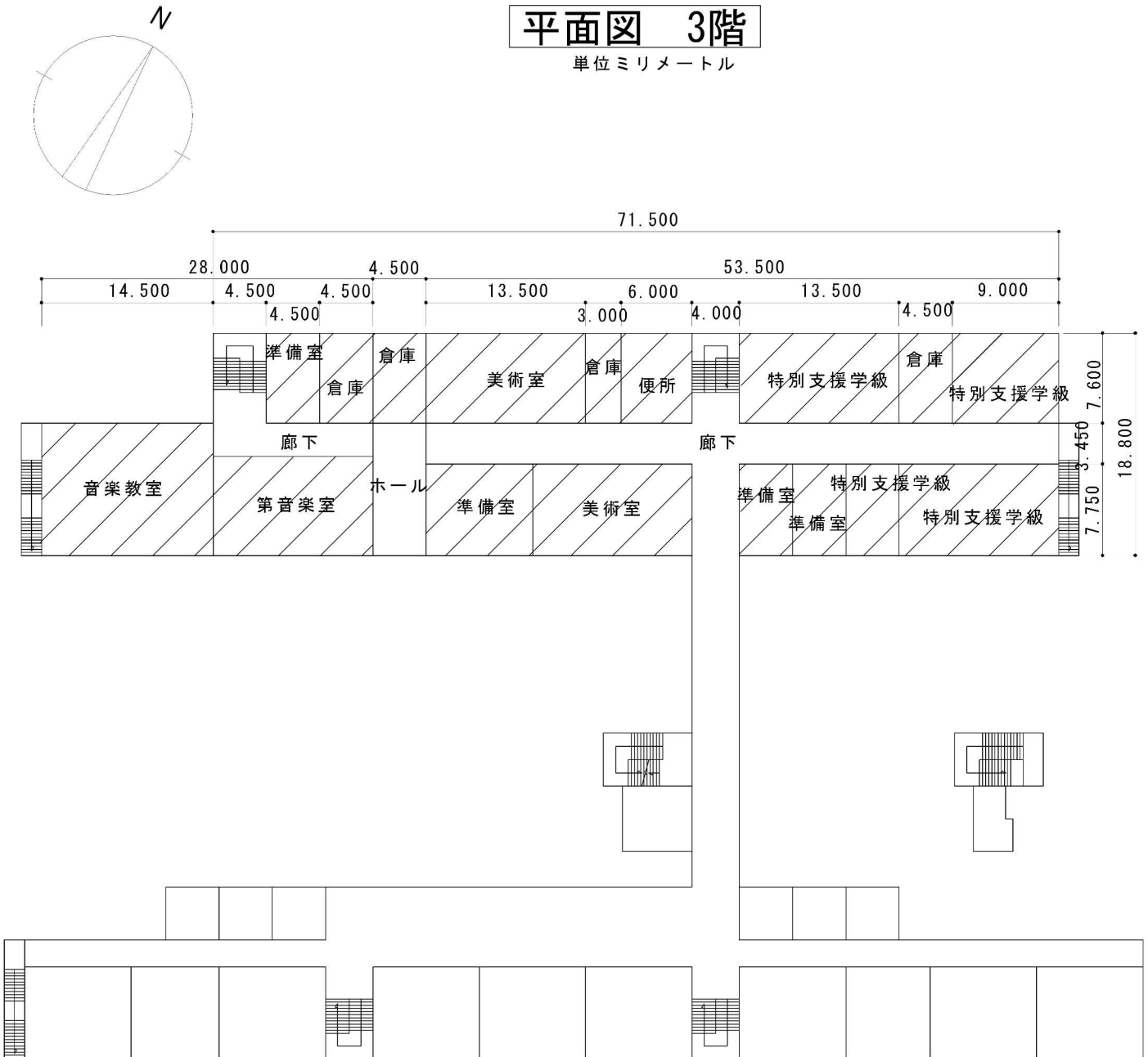



北校舎改修工事範囲

# 変更 南中学校北校舎空調設備改修工事

## 平面図 3階

単位ミリメートル



 北校舎改修工事範囲

## 議案第 56 号

### 和解について

次のとおり和解することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

#### 1 事件番号及び事件名



損害賠償請求事件

#### 2 和解の相手方

市立中学校の生徒であった者（以下「相手方」という。）

#### 3 事案の概要

令和 4 年、丸亀市立中学校において発生したいじめ行為に関して、いじめ行為を行った 3 名(以下「相被告ら」という。)及び学校設置者である丸亀市に対して相手方が提起した訴訟について、高松地方裁判所丸亀支部より和解案の提示があったことから、和解を行うもの。

#### 4 和解の内容

- (1) 本市は、相手方に対し、令和 5 年 3 月 17 日付けのいじめ実態調査の結果及び相手方と相被告らとの和解の内容を踏まえ、引き続き、いじめ防止対策推進法の基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施することを約束する。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件に関し、和解条項で定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。



## 提 案 理 由

### 議案第 54 号

一般会計補正予算につきましては、ボイラーの不具合に伴う緊急の取換工事を行う綾歌健康づくりふれあいセンター施設改修事業費について、年度内にその支出が終わらない見込みとなりますことから、第 1 条の繰越明許費の補正として次年度に繰り越して使用する経費の限度額を 791 万 6,000 円と定めるものであります。

### 議案第 55 号

工事請負変更契約の締結につきましては、南中学校北校舎空調設備改修工事をする中で、空調室外機の保護工事の追加や同一敷地内工事に係る合算経費の見直しにより、契約金額を増額する必要が生じたため、令和 8 年 2 月 27 日に三宅設備工業株式会社と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

### 議案第 56 号

和解につきましては、丸亀市立中学校において発生したいじめ行為に関して、いじめ行為を行った 3 名及び学校設置者である丸亀市に対して提起された訴訟について、裁判所から和解案の提示があり、同内容で和解したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。